

公安委員会 説明資料No. 1	道路交通法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正について	令和5年6月29日 交通部
--------------------	---	------------------

議題事項

道路交通法の改正等に伴い、「道路交通法施行細則」及び「香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則」について、所要の改正を行う。

1 改正理由及び改正内容

(1) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）

ア 本年7月1日から、「道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)」が施行されることに伴い、現行の「原動機付自転車」が、「特定小型原動機付自転車」と「一般原動機付自転車」という新たな車両区分に分類されることから、用語の修正を行うもの

イ 特定自動運行の許可を受ける前段階として、道路使用許可を受けて公道における実験のニーズが生じることを見据え、実験の実施要望に円滑かつ柔軟に対応するため、自動運転の実験が包括的に許可対象行為となるよう、道路使用許可申請の対象について、改正を行うもの

ウ 運転免許行政に関し、「運転免許証の再交付」に関する規定については申請手続の変更のための改正、「運転免許取得者等教育」等に関する規定については制度改正に伴う様式内の表現の修正等所要の改正を行うもの

(2) 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）

ア 本年7月1日から、「道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)」が施行されることに伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習制度が開始されることから、同制度にかかる項目を新たに追加するもの

イ 運転免許の取消し等に係る手続きである、意見の聴取や聴聞の実施伺いについて、警察本部長専決とする改正を行うもの

2 改正案

道路交通法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則（案）のとおり

3 施行日

令和5年7月1日

公安委員会 説明資料 No. 2	「公益社団法人かがわ被害者支援センター」 の事業結果等について	令和5年6月29日 警務部
---------------------	------------------------------------	------------------

報告事項

犯罪被害者等早期援助団体「公益社団法人かがわ被害者支援センター」の令和4年度事業結果及び令和5年度事業計画等について報告する。

1 公益社団法人かがわ被害者支援センターの事業概要

公益社団法人かがわ被害者支援センター（以下「センター」という。）は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）に規定された「犯罪被害者等早期援助団体」である。

センターは、香川県警察及び香川県から業務委託を受けるなどして、公益目的事業1（犯罪被害者支援事業）を行うとともに、香川県から業務委託を受けた性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」において、公益目的事業2（性暴力被害者支援事業）を行うものである。

2 令和4年度事業結果

(1) 公益目的事業1（犯罪被害者支援事業）

ア 広報啓発事業（法第23条第2項第1号）

- (ア) 被害者支援講演会の開催
- (イ) LINEスタンプ販売による広報啓発
- (ウ) ステッカー等による広報
- (エ) 関係機関等との連携

・香川県弁護士会 犯罪被害者支援委員会への参加

イ 相談事業（法第23条第2項第2号）

- (ア) 電話相談
- (イ) 面接相談
- (ウ) 法律相談
- (エ) 心理カウンセリング

ウ 犯罪被害者等給付金の裁定申請の補助事業（法第23条第2項第3号）

エ 直接援助事業（法第23条第2項第4号）

- (ア) 危機介入（被害直後における生活支援等）
- (イ) 付添い支援（病院、警察、検察庁、裁判所等への付添い）

オ その他必要な事業

- (ア) 被害者支援自動販売機設置による寄附金収入
 - ・令和4年度末194台（前年同期比－2台）
 - ・令和4年度収益 329万5,358円（前年収益＋47万9,253円）
- (イ) 香川県共同募金会のテーマ募金「犯罪被害者支援活動募金」活動
 - 令和4年度共同募金会テーマ募金助成金 83万7,843円
- (ウ) ホンデリングによる寄附金収入（平成30年4月1日運用開始）
 - 令和3年12月から令和4年11月末までの寄附金 1万3,536円
- (エ) 犯罪被害者支援商品による寄附金収入（新規事業）
 - ・株式会社夢菓房たから「もったいない和」
 - ・株式会社めりけんや「おみやげ生うどん」

(2) 公益目的事業2（性暴力被害者支援事業）

相談件数 370件（電話相談 365件、面接相談 5件）

直接的支援7件（警察署付添い4件、弁護士相談付添い2件、病院の付添い1件）

3 令和5年度事業計画

新規の取組はなく、前年度と同様の取組を実施予定

4 収支報告・予算

(1) 収入

(単位：円)

区 分		令和4年度 決 算	令和5年度 予 算
公益事業会計1 (犯罪被害者支援事業)	犯罪被害者支援事業委託料(警察)※ 会費、助成金、負担金、寄附金等	16,122,518	19,365,260
公益事業会計2 (性暴力被害者支援事業)	性暴力被害者支援事業委託料(県)	11,346,658	13,799,000
法人会計		4,206,772	4,071,150
合 計		31,675,948	37,235,410

※ 警察による被害者支援事業委託料については、令和4・5年度 482万5,000円

(2) 支出

(単位：円)

区 分	令和4年度 決 算	令和5年度 予 算
公益事業会計1 (犯罪被害者支援事業)	16,558,684	19,800,478
公益事業会計2 (性暴力被害者支援事業)	11,346,658	13,799,000
法人会計	3,063,130	3,413,120
合 計	30,968,472	37,012,598

5 理事長の変更

(1) 届出書受理年月日

令和5年5月18日

(2) 変更年月日

令和5年6月6日

(3) 変更内容

- ・変更前 伊賀 三千廣 (74歳)
- ・変更後 半井 真司 (67歳)

6 援助事業に従事する職員の新規採用及び退職

援助事業に従事する職員の新規採用5人、退職5人

報告事項

公安委員会の交通規制（専決分）については、

- 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府・国土交通省令第1号）が本年7月1日に施行されることに伴う交通規制名称及び規制内容（対象）の変更
- 横断歩道の新設等を実施する。

1 交通規制名称及び規制内容（対象）の変更（実施日令和5年7月1日）

別表のとおり

2 交通規制の総括

交通規制の新設・変更・廃止 [合計 20 か所 (区間)]

規制種別	新設	変更	廃止	規制種別	新設	変更	廃止
横断歩道	1	0	0	最高速度	1	0	0
二段停止線	0	0	5	自転車横断帯	0	0	8
駐停車禁止路側帯	0	0	1	特例特定小型原付・自転車の歩道通行部分	0	2	2

交通規制名称及び住居表示等の変更数は含まない。

3 主な交通規制

横断歩道の新設

高松市番町

別表

交通規制名称及び規制内容（対象）の変更一覧

	番号	標識・標示	変更前の規制名称	変更後の規制名称	変更前の規制の対象	変更後の規制の対象	交通規制の内容
道路標識（本標識）関係	1		車両の通行を禁止する区間	名称変更無し	自動車・原付	自動車・一般原付	自動車及び一般原動機付自転車の通行を禁止する区間を指定すること。
			車両の通行を禁止する踏切				自動車及び一般原動機付自転車の通行を禁止する踏切を指定すること。
	2		普通自転車以外の車両の通行を禁止する区間	特定小型原動機付自転車・自転車及び歩行者用道路	普通自転車を除く車両	特定小型原付・自転車以外の車両	特定小型原動機付自転車及び自転車※以外の車両の通行を禁止すること。 ※自転車は道路交通法第17条第3項に規定される自転車道を通行することができる自転車（二輪または三輪の自転車、長さ190cm以内、幅60cm以内の四輪以上の自転車（側車付きのもの、他の車両をけん引しているものを除く））
	3		普通自転車が通行できる歩道の区間	特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可	対象の規定無し（普通自転車）	特例特定小型原付・普通自転車	特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行することができることとする。
	4		進行方向別通行区分	名称変更無し	自動車・原付	車両（特定小型原付・軽車両及び二段階右折をすることとされている交差点において右左折する一般原付を除く）	車両通行帯の設けられた道路において、車両（特定小型原動機付自転車、軽車両及び右折につき一般原動機付自転車が二段階右折することとされている交差点において、右左折する一般原動機付自転車を除く）が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定すること。
	5		原付の二段階右折	一般原付の二段階右折	原付	一般原付	交通整理の行われている交差点において一般原動機付自転車の右折する場合、交差点の側端に沿って通行すべきことを指定すること。
	6		原付の小回り右折（中央寄り通行）	一般原付の小回り右折（中央寄り通行）	原付	一般原付	交通整理の行われている交差点において一般原動機付自転車の右折する場合、あらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことを指定すること。
7		車両の最高速度を制限する区域又は道路の区間	名称変更無し	自動車（高速自動車国道、自動車専用道路以外の道路にかかる規制対象）	車両	区間又は区域を指定して車両の最高速度を指定すること。	
道路標示関係	8		車両の右、左折方法を指定する交差点	名称変更無し	自動車・原付	車両（特定小型原付・軽車両及び二段階右折をすることとされている交差点において右左折する一般原付を除く）	車両（特定小型原動機付自転車、軽車両及び右折につき一般原動機付自転車が二段階右折することとされている交差点において、右左折する一般原動機付自転車を除く）が交差点において右折又は左折するときに通ずべき部分を指定する。
	9		普通自転車が通行できる歩道部分	特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分	対象の規定無し（普通自転車）	特例特定小型原付・普通自転車	特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が通行すべき歩道の部分を指定する。
補助標識関係	10		歩行者用道路	名称変更無し	車両（普通自転車を除く）	車両（特定小型原付・普通自転車を除く）	特定小型原動機付自転車及び普通自転車以外の車両以外の通行禁止すること。
	11		車両の通行を一方通行とする区間	名称変更無し	自動車・原付	自動車・一般原付	自動車及び一般原動機付自転車が特定の方向以外に進行すること禁止すること。
	12		車両の右折等を禁止する場所	名称変更無し	自動車・原付 車両（普通自転車を除く）	自動車・一般原付 車両（特定小型原付・自転車を除く）	交差点において特定の方向以外に自動車及び一般原動機付自転車、又は、特定小型原付・自転車以外の車両が進行することを禁止すること。

報告事項

白バイを「セーフティ・ナイト部隊」として夜間運用することで、高い抑止力を発揮した警戒等を行い、夏季における交通事故等の抑止を図るなどする。

1 目的

夜間の活動が活発になる夏季において、機動力と抑止力を備えた白バイの夜間運用を実施して、夏季における交通事故や各種犯罪の抑止を図るとともに、短日期を前に夜間対策を先制的に行うもの

2 「セーフティ・ナイト部隊」とは

昭和58年、夏季における交通事故を抑止する「ナイト（夜間）・ナイト（騎士）部隊」として発足、平成元年から現在の名称に変更して運用している。

3 運用要領

(1) 運用期間

令和5年7月14日（金）から同年9月30日（土）までの間

(2) 活動時間

午後6時頃から午後9時頃までの間

(3) 活動路線等

国道11号、32号等の主要幹線道路、交通事故多発交差点等

(4) 主な活動内容

白バイ複数台、パトカー等による

○ レッド走行及び駐留警戒

○ 車載マイク等を活用した歩行者・自転車利用者に対する指導・警告

4 運用開始に伴う夜間訓練の実施

(1) 実施日時・場所

令和5年7月13日（木）午後7時から午後8時までの間

高松市郷東町 運転免許センター（技能試験コース）

(2) 参加者

交通機動隊長以下21人

(3) 訓練内容

夜間における、二輪運転の危険性等を認識させるとともに、白バイの運転技術と冷静な判断力を養うため、スラローム走行、車両追跡走行等の夜間訓練を実施する。